

# 知っていますか？次世代住宅ポイント

国交省の消費税引上げに伴う住宅取得支援策のひとつとして一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをされた方に対し、さまざまな商品と交換できるポイントが発行される制度です。リフォームをお考え中だった方もそうでない方もぜひこの機会にいかがですか。

工事請負契約・着工・・・2019年4月1日～2020年3月31日

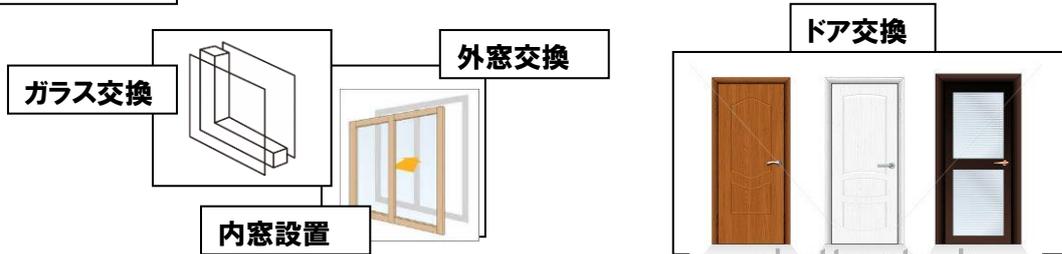
(ただし、予算執行状況により早めに終了することがあります。)

一戸あたり合計20,000ポイントから申請できます

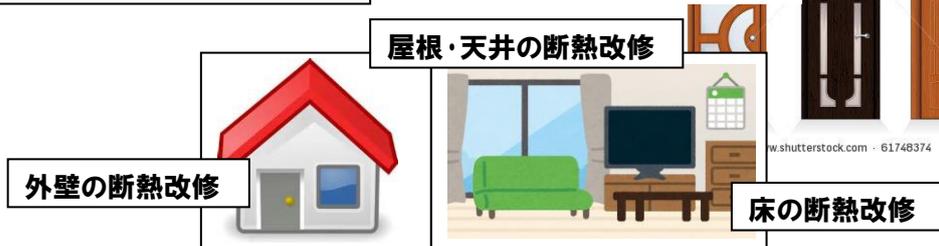
最大30万ポイント(上限特例あり)

## ポイント発行対象工事

### ① 開口断熱改修 (最大28,000ポイント)



### ② 外壁・屋根、天井・床の断熱改修 (最大100,000ポイント)



### ③ エコ住宅設備の設置 (最大24,000ポイント)



### ④ バリアフリー改修 (最大150,000ポイント)



⑤ 耐震改修 (150,000ポイント/戸)

⑥ 家事負担軽減に資する設備の設置 (最大18,000ポイント)

ビルトイン食器洗機



掃除しやすい  
レンジフード



ビルトイン  
自動調理対応コンロ



宅配ボックス



浴室乾燥機



掃除しやすいトイレ



⑦ リフォーム瑕疵保険への加入 (7,000ポイント/契約)

国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕瑕疵保険であること

⑧ インспекションの実施 (7,000ポイント/戸)

以下のすべてに該当するインスペクションに対してポイントを発行

- ・既存住宅状況調査技術者講習を終了した建築士が、既存住宅状況調査方法基準に従って行う建物状況調査であること
- ・検査日が2018年12月21日(閣議決定日)以降であること
- ・ポイント発行申請者が費用負担していること
- ・共同住宅の場合は、住戸型のインスペクションであること

⑨ 若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定規模以上のリフォーム (100,000ポイント/戸)

以下の全てに該当する場合は、工事内容によらず※ポイントを発行

- ・若者・子育て世帯が自ら居住することを目的に購入した既存住宅であること
- ・売買契約締結3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること
- ・税込100万円以上のリフォーム工事を行うこと

※リフォーム工事の内容は、①～⑥に該当しないものも含む

⑩ 既存住宅購入加算 (上限30～45万ポイント)

以下の全てに該当する場合は、①～⑧の各リフォーム工事等のポイント数を2倍とする

- ・自ら居住することを目的に購入した既存住宅であること
- ・売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること

豊かさやゆとりに満ち溢れた住空間作りを直向に



●所在地: 浜松市中区住吉2丁目16-20  
<http://www.iro.st> メール [info@iro.st](mailto:info@iro.st)

フリーダイヤル  
**0120-794-691**

TEL:053-474-2592 FAX:053-474-2595